



島根県報

令和4年3月31日(木)

号外第36号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	2
島根県病院局職員就業規程の一部改正	2
病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正	2

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正	3
---	---

島根県病院局管理規程

島根県病院局管理規程第2号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第19条第1項第2号中「の当直」を「で管理者が別に定める」に改め、同項第3号中「総合周産期母子医療センターの当直」を「地域周産期母子医療センターで管理者が別に定める」に改め、同項に次の1号を加える。

(1) 看護師、准看護師又は助産師の資格を有する職員（中央病院に勤務する職員に限る。）が看護業務に従事したとき。

第19条第2項に次の1号を加える。

(1) 前項第11号の職員 1月につき2,500円（管理者が別に定める看護業務に従事した場合は、1月につき4,500円）
第23条第2項ただし書中「勤務時間」の次に「（管理者が別に定める時間を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、令和4年3月31日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

島根県病院局管理規程第3号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第26条の次に次の1条を加える。

（リフレッシュ休暇）

第26条の2 職員は、管理者の承認を得て、4月1日から翌年3月31日までの間において、4日以内のリフレッシュ休暇を受けることができる。

第33条第4項中「第26条」を「第26条の2」に改める。

第34条第1項中「夏季休暇」を「リフレッシュ休暇」に改める。

第47条（見出しを含む。）中「任用期間に」を「任用期間の」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第4号

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第2条第1項の表休憩時間の項中「7時間45分の場合は60分、7時間45分を超える場合は75分」を「4時間15分の場合は30分、7時間45分の場合は60分、7時間45分を超える場合は75分」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第1号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

出産に係る経費の項中「71,000円」を「76,000円」に改める。

妊婦健康審査の項中「25,010円」を「24,720円」に、「7,570円」を「7,590円」に、「9,410円」を「9,430円」に、「12,140円」を「12,240円」に改める。

妊婦に対する水痘・帯状疱疹ヘルペス抗体検査（E I A法）の項中「2,120円」を「2,000円」に改める。

羊水F I S H検査の項を次のように改める。

羊水F I S H検査

13番染色体、18番染色体、21番染色体及び性染色体 1回につき 22,550円

胎盤絨毛染色体検査の項、人工授精料の項及び体外授精料の項を削る。

おむつ使用料の項中「74円」を「66円」に、「13円」を「15円」に改める。

オビドレル皮下注シリンジ250マイクログラムによる生殖補助医療の項を削る。

非紹介患者初診時加算料の項及び再診時選定療養費の項中「口腔外科」を「歯科口腔外科」に改める。

麻しん風しん予防接種料の項中「13,400円」を「13,430円」に、「9,800円」を「9,850円」に改める。

B C G接種料の項中「8,100円」を「10,320円」に改める。

百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ予防接種料の項中「13,800円」を「13,850円」に改める。

百日せきジフテリア破傷風予防接種料の項中「8,300円」を「8,310円」に改める。

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン接種料の項中「8,600円」を「8,620円」に改める。

不活化ポリオワクチン接種料の項中「12,500円」を「12,540円」に改める。

クエン酸シルデナフィル製剤の項、低用量経口避妊薬の項、注射用酢酸セトロリクスの項及びルティナス膣錠の項を削る。

文書料の項中

「 複雑なもの 1件につき 3,850円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、3,500円）

検査結果の記載に特別の手数を要するものについては1,650円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）を、医療費に関する証明を要するものについては550円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円）を、上記手数料に加算する。 」

を

「 複雑なもの 1件につき 3,850円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、3,500円）

検査結果の記載に特別の手数を要するものについては1,650円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）を、医療費に関する証明を要するものについては550円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円）を、上記手数料に加算する。

航空身体検査大臣判定文書料 1件につき 8,800円

」

に改める。